

## 雇用調整助成金に関する個別相談会の実施【無料】

当日、会場で雇用調整助成金の支給申請書が提出できます

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業の経営者等を支援するため、厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の申請手続き等に関する個別相談会(面談)を実施します。

### 1 開催日時

令和2年7月30日(木曜日)、7月31日(金曜日)の2日間

午前9時30分～12時、午後1時～4時(相談時間は1社あたり30分以内)

### 2 相談会場

公益財団法人 神奈川産業振興センター 特別会議室B

横浜市中区尾上町5-80 中小企業センタービル13階

(市営地下鉄関内駅7番出口より徒歩2分、JR関内駅北口より徒歩5分)

### 3 相談内容

厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金」の申請手続き等に関する相談及び申請書の受理

当日、会場で申請書を提出することができます。申請書類等は、別紙「5 申請に必要な書類」を参照してください。

### 4 実施方法・費用

対面式(面談)による相談・無料

### 5 参加対象者

県内中小企業の経営者等

### 6 相談員等

社会保険労務士、神奈川労働局職員(申請書の受理)

### 7 共催

神奈川県・神奈川労働局

## 8 申込み方法

### (1)「申請手続き等に関する相談」を希望される場合

原則、予約制の先着順となります。予約受付開始日時以降、実施日前日までに、電話でお申込みください。(メールやFAX、電子申請では受け付けておりません。)各日、各時間帯とも定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

なお、直前まで予定が立たず予約できない方でも、当日、相談会場へお越し頂ければ順にご案内させていただきます。混雑のためお待ち頂く場合がありますのでご了承ください。

#### 【予約受付開始日時】

令和2年7月20日(月曜日)の午前10時から(平日の午前10時~12時、午後1時~5時15分)

#### 【申込み先】

神奈川県雇用労政課労政グループ 電話:(045)210-5746(直通)

### (2)「申請書の受理のみ」を希望される場合

来場される日時の予約は不要です。当日、相談会場へお越し頂いた順にご案内させていただきます。混雑のためお待ち頂く場合がありますのでご了承ください。

## 9 その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談会場では、飛沫防止(仕切り)、換気及び消毒液の設定等を事務局にて行います。相談される方は、マスクを着用の上、最低人数(2人以下)でお越しください。

個別相談会の詳細は、県のホームページでもご覧いただけます

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/ksoudan.html>

なお、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」に関する相談や申請書を受け付けることはできません。手続きに関する質問や申請書の提出については、次の窓口へお願いいたします。

#### 【相談窓口】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話番号:0120-221-276

受付時間:月~金 午前8時30分~午後8時、土日祝 午前8時30分~午後5時15分

#### 【申請書の提出】

郵便番号:600-8799

宛先:日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

(参考)

## 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

6月 12 日に、緊急対応期間が9月 30 日まで延長されました

特例以外の場合の雇用調整助成金	4月 1日から9月 30 日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月 10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月 5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))
助成率 2/3(中小)1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10(中小)、3/4(大企業)
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日) 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小)1/2(大企業) 加算額1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10(中小)、3/4(大企業) 加算額2,400円(中小)、1,800円(大企業)
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

出典:厚生労働省ホームページ

### 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

課長	塩野	電話 045-210-5730
労政グループ	牧	電話 045-210-5739



## 雇用調整助成金に関する個別相談会の実施

### 1 開催日時

7月 30 日(木曜日)、7月 31 日(金曜日)の2日間

相談時間帯	
午前	9 時 30 分～／10 時～／10 時 30 分～／11 時～／11 時 30 分～
午後	1 時～／1 時 30 分～／2 時～／2 時 30 分～／3 時～／3 時 30 分～

### 2 実施方法

対面式(面談)による相談

ご予約された方は相談時間になりましたら相談会場へお越しください。当日参加(予約なし)される方は、9時 30 分以降に相談会場へお越しください。相談会場へは、マスクを着用の上、最低人数(2人以下)でお越しください。

### 3 申込み方法

原則、予約制の先着順となります。実施日前日までに電話でお申し込みください。(メールやFAX、電子申請では受け付けておりません。)

各日、各時間帯とも定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

#### 【予約受付開始日時】

令和2年7月 20 日(月曜日)の午前 10 時から(平日の午前 10 時～12 時、午後1時～5時 15 分)

#### 【申込み先】

神奈川県雇用労政課労政グループ 電話:(045)210-5746(直通)

申込み受付時に、次の項目を電話で確認させていただきます

(1)希望日時 (2)事業所名 (3)事業所所在地 (4)業種 (5)ご担当者氏名 (6)ご担当者電話番号 (7)ご担当者メールアドレス

### 4 事前の資料確認について

相談時間が限られていますので、御参加にあたっては、次の資料を事前に印刷され、ご一読いただくことをお勧めします。

- ・「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)」
- ・「雇用調整助成金支給要領」
- ・「緊急雇用安定助成金支給要領」

資料は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 5 申請に必要な書類

当日、申請書類が整っている場合は、相談会場で申請書を提出することができます。申請書及び添付資料等は厚生労働省のホームページをご確認ください。

### 【雇用調整助成金（緊急対応期間）の支給申請に必要な書類】

- ・様式特第6号（支給要件確認申立書・役員等一覧）
- ・様式特第9号又は12号（休業・教育訓練実績一覧表）
- ・様式特8号又は11号（助成額算定書）
- ・様式特7号又は10号（（休業等）支給申請書）
- ・様式特第4号（雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書）
- ・休業協定書
- ・事業所の規模を確認する書類
- ・労働・休日の実績に関する書類
- ・休業手当・賃金の実績に関する書類

※最新の様式は、こちらからダウンロードしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)

※各様式に必要な添付資料等は、こちらをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

※上記の申請書及び添付書類のほか、当日、社会保険労務士から申請書作成について助言を行うにあたり、「就業規則」、「賃金の支払い状況や雇用保険に加入していることがわかる書類」等をご持参ください。